

統一地方選挙に係る制度の見直しを求める要望意見書

我が国では、地方自治体において、ある一定期間の任期満了となった都道府県や市区町村の首長及び地方議会議員については、全国的に統一した日程で選挙が実施されてきました。これは、1947年（昭和22年）5月の日本国憲法施行を前に実施された首長・議会議員選挙が同年4月に実施されたことが始まりです。

したがって、全国の多くの自治体においては、一斉に改選時期を迎えることになり、選挙への関心を高めたり、日程の重複を避けたりするために、統一的な日程で調整し選挙を実施してきました。

一方、最近では首長の死去、辞任、議会の解散、市町村合併などにより、任期のずれが発生しており、統一的に実施される数は回数を経るごとに下がり続け、統一率は30%を切る状態になっています。

しかし、一地方自治体で対応できる課題ではなく、公職選挙法、地方自治法等の法律の見直し、是正が必要な事項と認識しています。

よって、国及び関係機関におかれましては、有権者の関心の高まりと投票率の向上、選挙執行経費の節減を図るため、統一地方選挙に際しては、期日等について地域の実情に応じた決定、執行が可能となる制度の見直しを早急に講じるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長